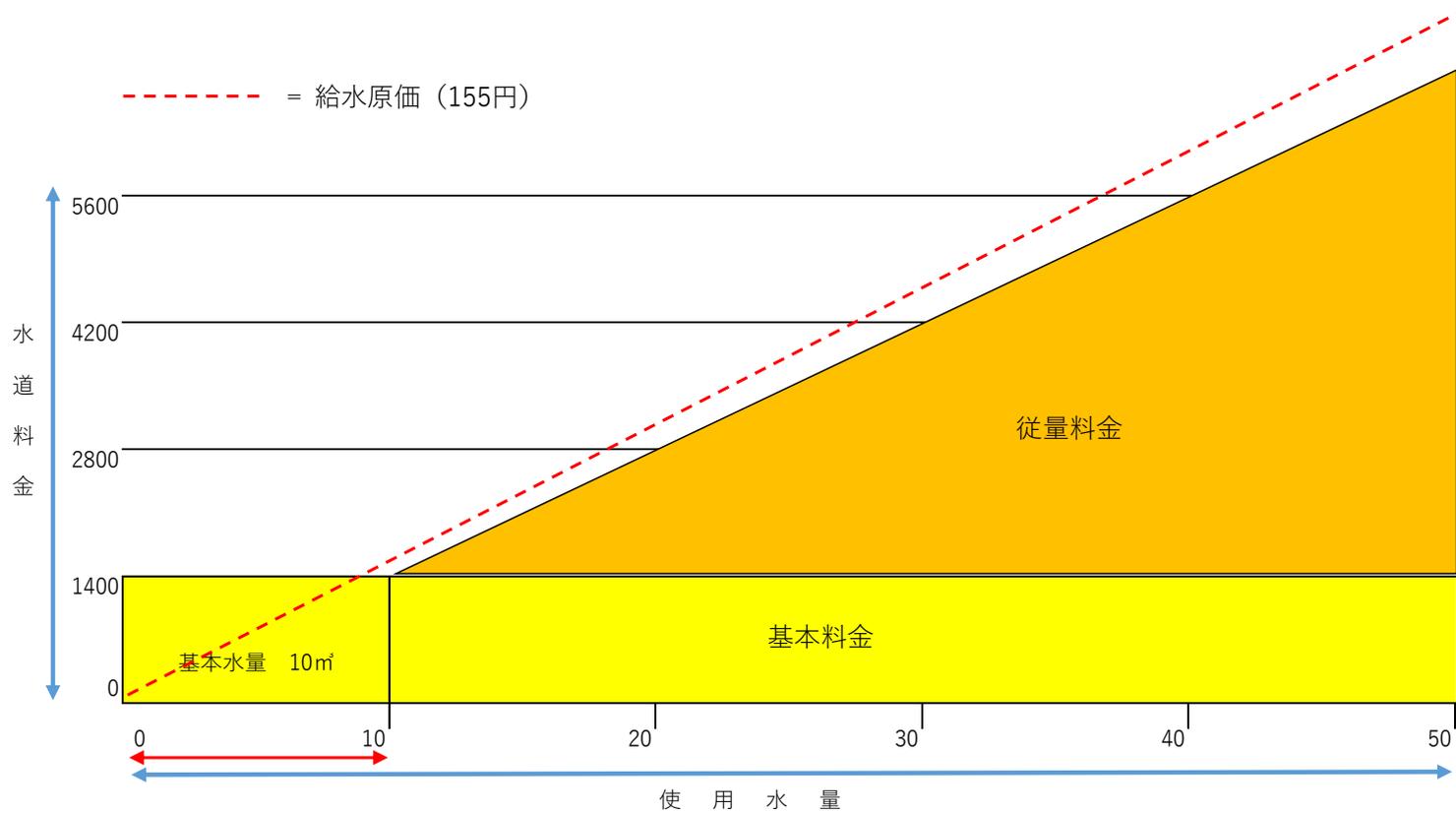


**現行料金体系** 基本水量 10 m<sup>3</sup>、基本料金 1,400 円（税抜）、従量料金 140 円/m<sup>3</sup>



○ポイント

- ・ 1 m<sup>3</sup>あたりの単価は基本料金、従量料金ともに 140 円/m<sup>3</sup>
- ・ 多くの利用者が給水原価より低い料金で利用している
- ・ 他市との比較による傾向として、大口使用者の料金負担が軽い
- ・ 基本料金、基本水量引き下げの声

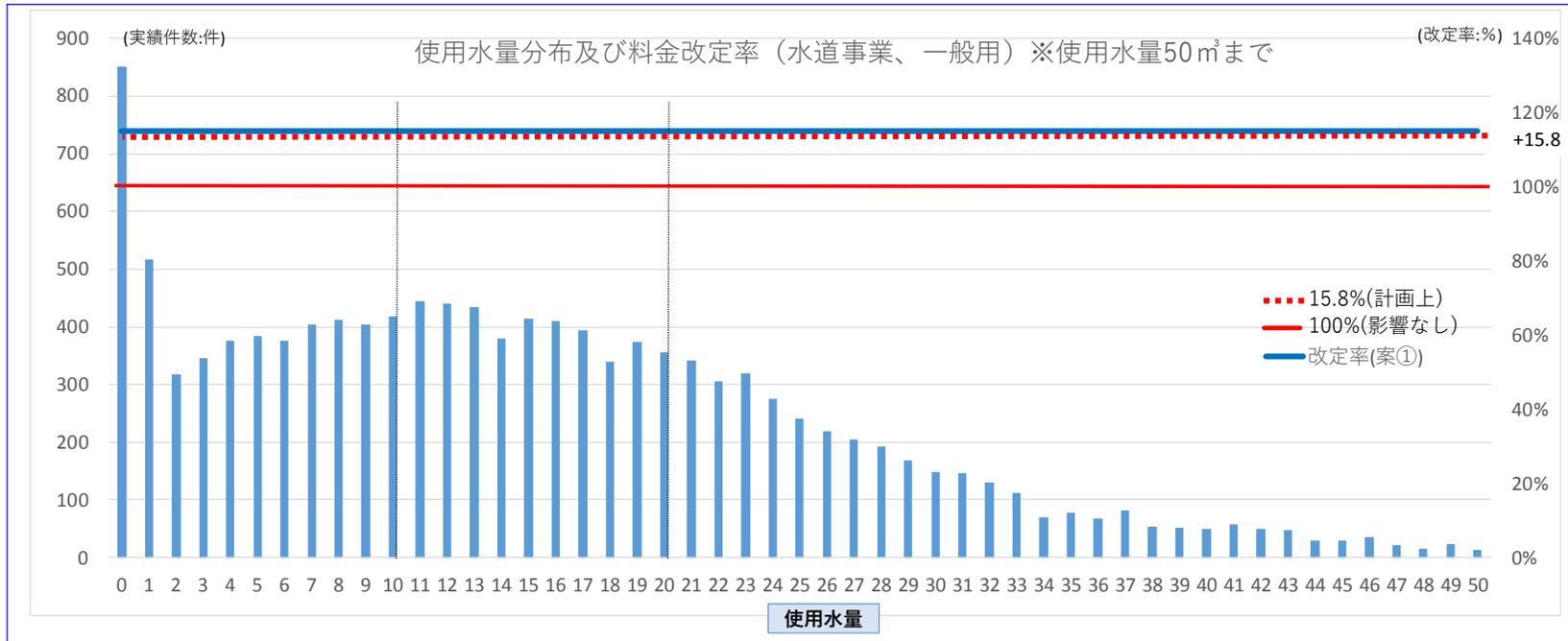


**改定案①**・・・基本料金及び従量料金の定率（15.8%）の引上げ

現行 料金	基本料金（税抜）		従量料金（税抜）	
	一般	1,400 円	一般	140 円
	浴場	7,000 円	浴場	70 円



案①	基本料金（税抜）		従量料金（税抜）		
	基本料金・従量料金と もに 15.8%引上	一般	1,621 円	一般	162 円
		浴場	8,100 円	浴場	81 円



■改定率	最大：115%
	最小：115%
■改定額	最大：81,423 円
	最小： 0 円
■料金割合	基本：従量
	49.1%：50.9%

《分析》

- ・全利用者が一律 15.8%引上げとなり均一・公平
- ・市民に分かりやすい（説明しやすい）

《効果》

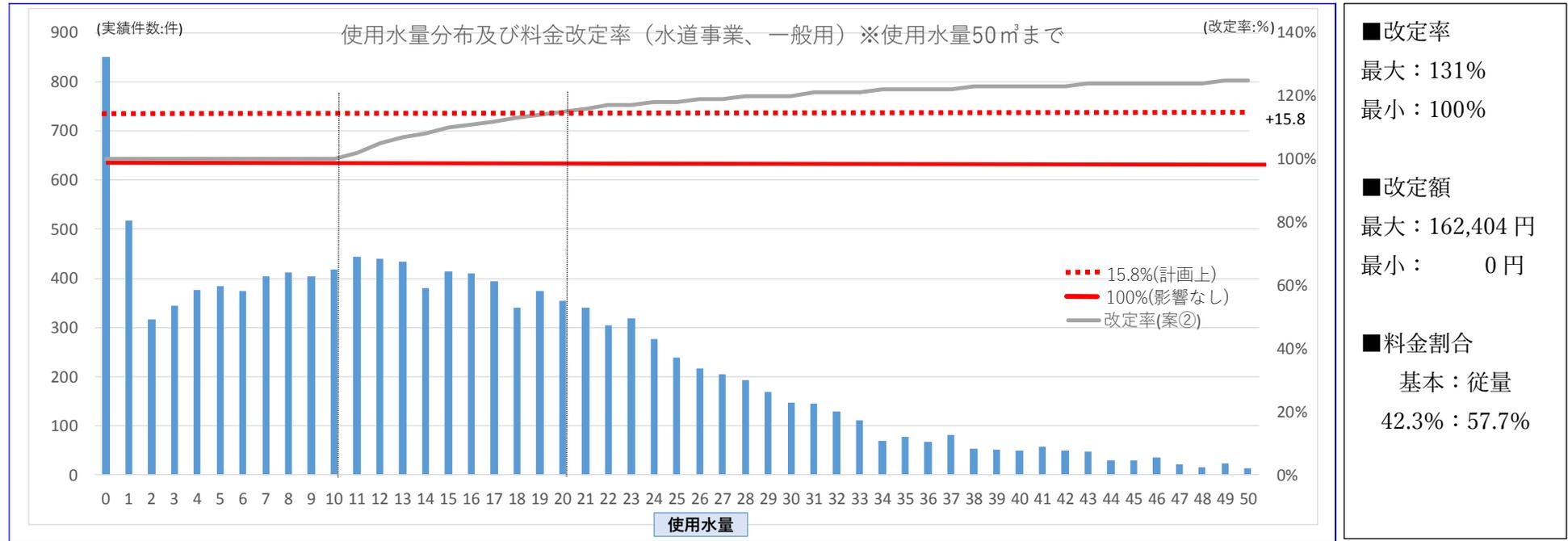
- 大口利用者の負担が少ない
- 大口利用者への負担転嫁ができていない
- 小口利用者（基本水量内）の一層の負担感

改定案②・・・基本料金据置、従量料金のみ引上げ

現行 料金	基本料金（税抜）		従量料金（税抜）	
	一般	1,400 円	一般	140 円
	浴場	7,000 円	浴場	70 円



案②	基本料金（税抜）		従量料金（税抜）		
	基本料金据置	一般	1,400 円	一般	184 円
		浴場	未定	浴場	未定



《分析》

- ・基本料金は据置であり基本水量(10 m<sup>3</sup>)内の利用者の負担は変わらない
- ・約 20 m<sup>3</sup>/月以下の利用者の引上率は 15.8%以下
- ・改定率の移行がなだらか

《効果》

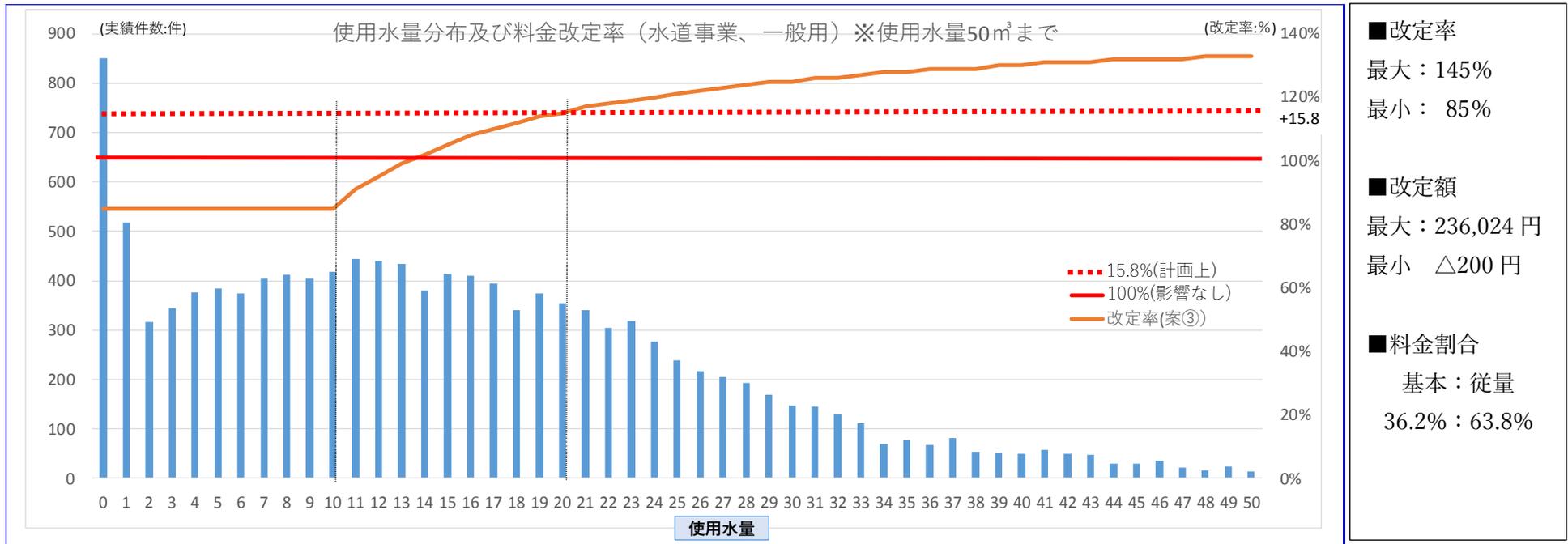
- 小口利用者の負担変わらない
- 中間利用者までの引上率が低い（負担感の緩和）
- 基本料金と従量料金の割合の改善
- 大口利用者への負担転嫁→●大口利用者の負担増

**改定案③**・・・基本料金引下げ、従量料金引上げ

現行 料金	基本料金（税抜）		従量料金（税抜）	
	一般	1,400 円	一般	140 円
	浴場	7,000 円	浴場	70 円



案③	基本料金（税抜）		従量料金（税抜）		
	基本料金引下げ	一般	1,200 円	一般	204 円
		浴場	未定	浴場	未定



《分析》

- 基本料金は引下であり、基本水量内の利用者と使用水量 13 m<sup>3</sup>以下の利用者の負担減（0～200 円）
- 約 20 m<sup>3</sup>/月以下の利用者の改定率は 15.8%以下
- 大口利用者の負担大幅増（～236,024 円）

《効果》

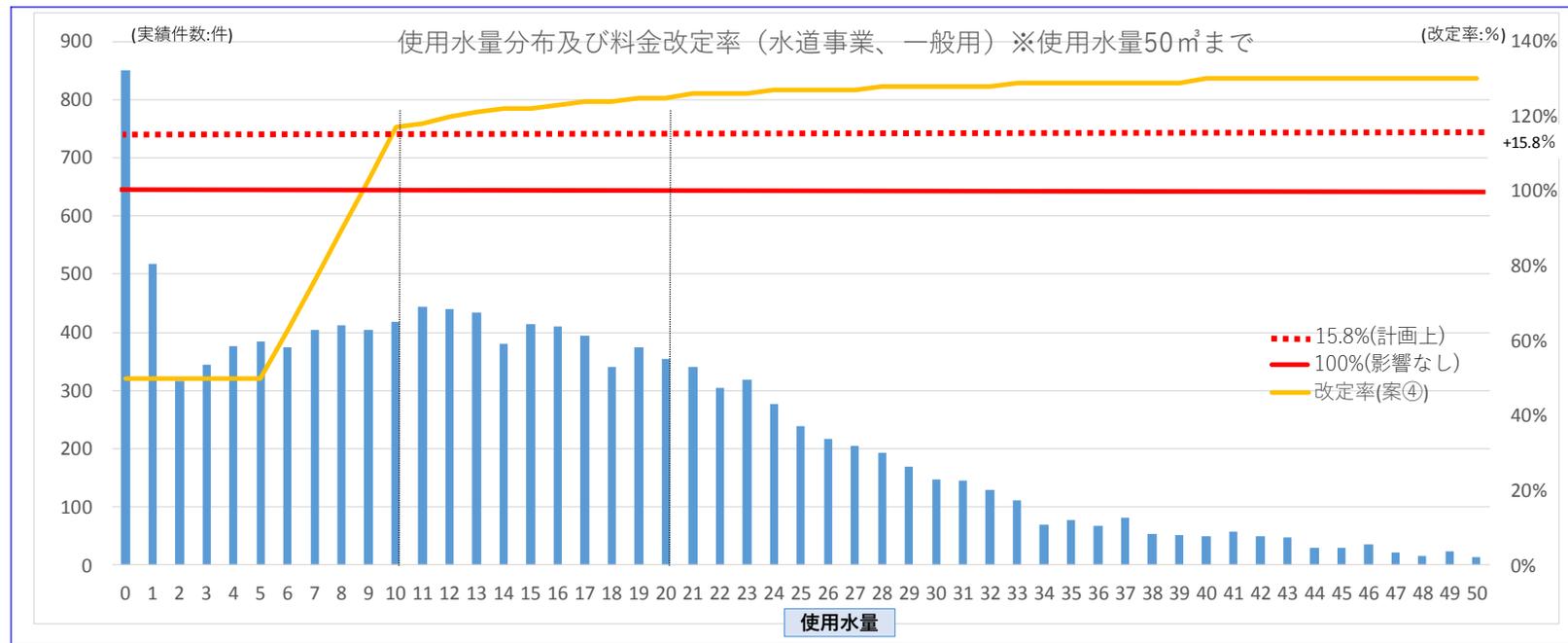
- 小口利用者と使用水量 13 m<sup>3</sup>以下の利用者の負担減
- 中間利用者までの引上率が低い（負担感の緩和）
- 基本料金と従量料金の割合の改善
- 大口利用者への負担転嫁→●大口利用者の負担大幅増

**改定案④**・・・**基本水量 (10 m<sup>3</sup>→5 m<sup>3</sup>) 引下げ** (基本料金も現行の半額 1,400 円→700 円に設定)

現行 料金	基本料金 (税抜)		従量料金 (税抜)	
	一般	1,400 円	一般	140 円
	浴場	7,000 円	浴場	70 円



案④	基本料金 (税抜)		従量料金 (税抜)		
	基本水量 (10 m <sup>3</sup> →5 m <sup>3</sup> )	一般	700 円	一般	188 円
	引下げ	浴場	未定	浴場	未定



■ 改定率	最大：134%
	最小：50%
■ 改定額	最大：177,408 円
	最小：△700 円
■ 料金割合	基本：従量
	21.1%：78.9%

《分析》

- ・基本水量を 5 m<sup>3</sup>に引き下げ、基本料金も現行の半額 700 円に設定した 5 m<sup>3</sup>までの利用者は半額、使用水量 8 m<sup>3</sup>までの利用者が引下げとなる
- ・10 m<sup>3</sup>以上の利用者の引上率は 15.8%を超過する
- ・改定率の差が大きい (最大 134%、最小 50%)

《効果》

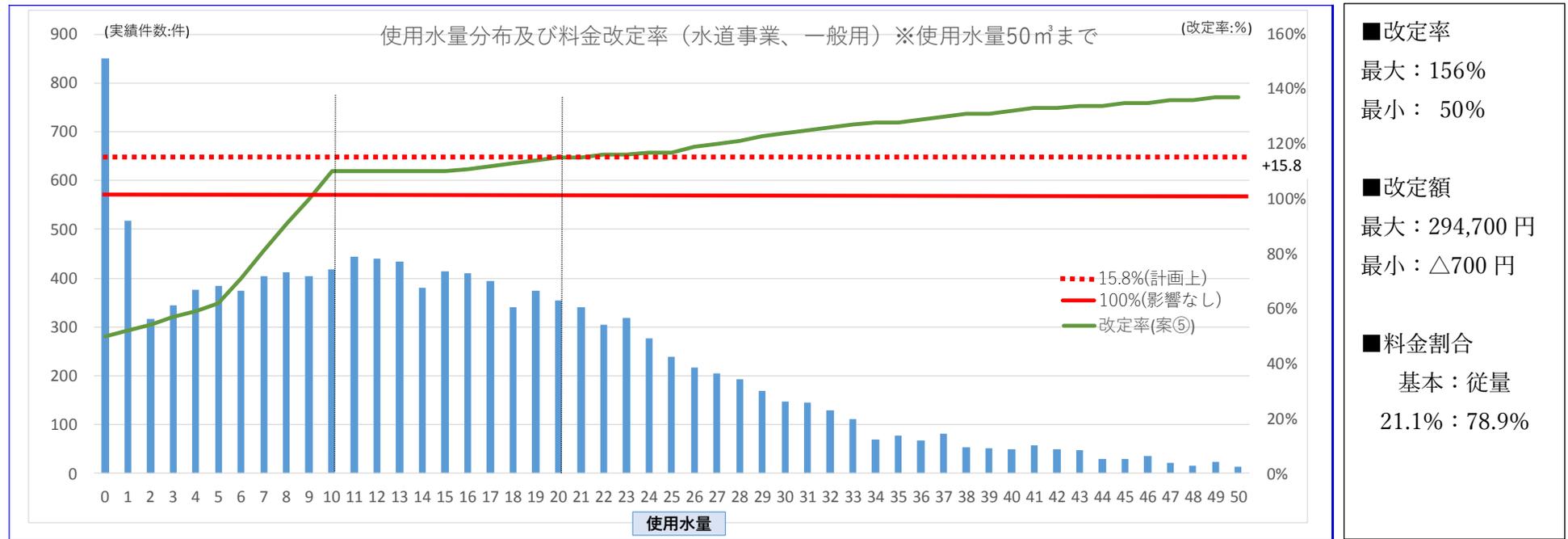
- 小口利用者の負担軽減 (5 m<sup>3</sup>以内は半減)
- 中間・大口利用者の負担増
- 改定率の差が大きい (最大 134%、最小 50%)
- 基本料金収入の大幅減(経営の不安定化)

**改定案⑤**・・・従量料金を通増方式、基本水量廃止（基本料金は現行の半額 1,400 円→700 円に設定）

現行 料金	基本料金（税抜）		従量料金（税抜）	
	一般	1,400 円	一般	140 円
	浴場	7,000 円	浴場	70 円



案⑤	基本料金（税抜）		従量料金（税抜）		
	通増方式	一般	700 円	一般	34~220 円
		浴場	未定	浴場	未定



《分析》

- 基本水量を廃止し安価（最低限）な基本料金 700 円に設定。使用水量に応じ従量料金をいただくが小口利用者の負担が少ない
- 中間利用者の引上率を 15.8%以下となるよう設定
- 改定率の差が大きい（最大 156%、最小 50%）

《効果》

- 小口利用者の負担軽減
- 大口利用者の負担増
- 改定率の差が案の中では最大（最大 156%、最小 50%）
- 基本料金収入の大幅減（経営の不安定化）

■ 県下15市水道料金比較（月/税抜）

10m<sup>3</sup>当たりの比較（口径13mm）

改定前

笠岡市	1,980
美作市	1,900
真庭市	1,800
赤磐市	1,725
瀬戸内市	1,720
高梁市	1,663
津山市	1,550
浅口市	1,480
新見市	1,400
井原市(上水)	1,400
総社市	1,200
備前市	1,120
岡山市	970
倉敷市	900
玉野市	780

⇒

改定後

笠岡市	1,980
美作市	1,900
真庭市	1,800
赤磐市	1,725
瀬戸内市	1,720
高梁市	1,663
井原市(案④)	1,640
井原市(案①)	1,621
津山市	1,550
井原市(案⑤)	1,545
浅口市	1,480
井原市(案②)	1,400
新見市	1,400
井原市(案③)	1,200
総社市	1,200
備前市	1,120
岡山市	970
倉敷市	900
玉野市	780

20m<sup>3</sup>当たりの比較（口径13mm）

改定前

真庭市	3,900
笠岡市	3,880
美作市	3,800
瀬戸内市	3,420
新見市	3,400
赤磐市	3,395
高梁市	3,323
津山市	3,250
浅口市	2,880
井原市(上水)	2,800
備前市	2,520
総社市	2,500
岡山市	2,330
倉敷市	2,000
玉野市	1,980

⇒

改定後

真庭市	3,900
笠岡市	3,880
美作市	3,800
井原市(案④)	3,520
瀬戸内市	3,420
新見市	3,400
赤磐市	3,395
高梁市	3,323
津山市	3,250
井原市(案①)	3,241
井原市(案②)	3,240
井原市(案③)	3,240
井原市(案⑤)	3,220
浅口市	2,880
備前市	2,520
総社市	2,500
岡山市	2,330
倉敷市	2,000
玉野市	1,980

大口使用者水道料金比較 (月/税抜)				(口径/50mm)			
100m <sup>3</sup>		500m <sup>3</sup>		1000m <sup>3</sup>		3000m <sup>3</sup>	
岡山市	26,305	津山市	123,950	津山市	246,450	津山市	736,450
津山市	25,950	笠岡市	112,500	赤磐市	223,815	赤磐市	671,815
笠岡市	24,600	赤磐市	111,815	岡山市	219,655	井原市(案⑤)	658,620
備前市	23,870	岡山市	111,655	井原市(案⑤)	218,620	笠岡市	637,500
赤磐市	22,215	井原市(案⑤)	108,620	笠岡市	217,395	岡山市	651,655
高梁市	22,194	真庭市	104,620	真庭市	209,620	真庭市	629,620
真庭市	20,620	井原市(案③)	101,160	井原市(案③)	203,160	井原市(案③)	611,160
井原市(案⑤)	20,620	新見市	99,600	新見市	199,600	美作市	570,000
新見市	19,600	美作市	95,000	美作市	190,000	井原市(案④)	563,760
井原市(案③)	19,560	井原市(案④)	93,760	井原市(案④)	187,760	新見市	559,600
美作市	19,000	井原市(案②)	91,560	井原市(案②)	183,560	井原市(案②)	551,560
浅口市	18,600	高梁市	88,754	高梁市	171,954	倉敷市	525,660
井原市(案④)	18,560	瀬戸内市	84,940	倉敷市	171,660	瀬戸内市	509,940
井原市(案②)	17,960	備前市	83,870	瀬戸内市	169,940	高梁市	504,754
総社市	17,275	倉敷市	83,160	井原市(案①)	162,001	井原市(案①)	486,001
瀬戸内市	16,940	井原市(案①)	81,001	備前市	158,870	備前市	458,870
井原市(案①)	16,201	浅口市	76,600	浅口市	149,100	浅口市	439,100
倉敷市	14,910	総社市	74,475	総社市	145,975	総社市	431,975
<u>井原市(現行)</u>	<u>14,000</u>	<u>井原市(現行)</u>	<u>70,000</u>	<u>井原市(現行)</u>	<u>140,000</u>	<u>井原市(現行)</u>	<u>420,000</u>
玉野市	11,550	玉野市	59,550	玉野市	119,550	玉野市	359,550